## 告 示

## 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

うに道路の供用を開始する。

課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和五年七月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和五年七月二十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

一般国道二百五十四号	路線名
限る。) 「ただし、関係図面に表示する部分にまで まで で で で で で で で で の の の の の の の の の の の の の	供用開始の区間
令和五年七月二十九日 午後三時	供用開始の期日
令和五年七月二十 令和五年七月二十 告示第八号で告示し 告示第八号で告示し た道路予定区域の一 が供用開始である。 メートル	備考